

参議院大蔵委員会會議録第四十三号

昭和二十七年四月十八日(金曜日)午前
十時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
委員 岡崎 眞一君
溝淵 春次君
小宮山常吉君
小林 政夫君
野澤 勝君
下條 恭兵君
波多野 鼎君
菊田 七平君
油井賢太郎君
木村福八郎君

委員外議員

厚生委員長 梅津 錦一君
衆議院議員 佐久間 徹君

政府委員

大蔵省主計局長 河野 一之君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
大蔵省銀行
局総務課長 福田 久男君
大蔵省銀行
局銀行課長 大月 高君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 青山 保光君

説明員

大蔵事務官
(大蔵省銀行
局特種金
融課勤務) 青山 保光君

本日の会議に付した事件

○連合委員会開会の件

○当せん金附証票法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○信用金庫法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第
四十二回の大蔵委員会を開催いたしま
す。

その前にちよつとお諮りいたしま
す。国立病院について、国立病院特別
会計所属の資産の譲渡等に関する特別
措置法案について厚生委員会に連合委
員会の開会を申入れることに決定して
御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない
と認めます。さよう決定いたします。

それからいまいつ電源開発促進法案
について経済安定委員会に連合委員会
の開会を申入れることに決定して御異
議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(平沼彌太郎君) さよう決定
いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) では次に当
せん金附証票法の一部を改正する法律
案について質疑を始めます。これにつ
きましては厚生委員長より発言を求め
られております。これを許します。

○委員外議員(梅津錦一君) 発言の機
会を頂きまして、非常に有難く思いま
す。当せん金附証票法の一部を改正す

る法律案につきましては、厚生委員会
の所管事項として社会福祉の問題から
関連がございますので、二、三政府の
所信のほどを質したいと、こう思うわ
けであります。

第三條の「政府は、社会福祉の増進の
ために要する費用の財源に充てるため
必要があると認めるときは、毎会計年
度、三十五億円の金額の範囲内におい
て、この法律の定めるところに従い、
当せん金附証票を発売することができ
ます。」との第三條になつておるのであ
りますが、この三條において、いわゆ
る宝くじ発売の目的として、社会福祉
の増進のために要する費用の財源に充
てるためという性格が出ておりますが、
政府は証票発売金をどんなふう
な費目に充当してお使いになるのか、
先ず第一点としてそれをお聞きしたい
と思ひます。

○政府委員(河野通一君) お答え申上
げます。宝くじの発売目的を社会福祉
の増進に限定いたしましたのでありま
すが、この趣旨は、従来の宝くじはこ
れによつて集りました資金は、財政一
般の需要に充てるといふ建前になつて
おつて、非常に広汎なことになつてお
つたわけですが、今後宝くじ制度を漸次
縮小いたして参りまして、この制度を
自衛いたし、この発行についてもだん
だん自衛いたして行くという趣旨を
旨を現わす意味におきまして、今般
社会福祉の増進のための財源に充て
るというふうに限定をいたしましたので
あります。この意味は、社会福祉を宝くじ

の使途として取上げました理由とい
ひましては、この宝くじの購入者は、
或る程度富裕層であるというふうな気持
も加味されておるようにならねばな
りません。その対象をいたしましては、メ
キシコ等の外国の事例等も、社会福祉事
業に充てるといふふうになつておりま
す。それらの点も考えまして、社会福
祉の事業の増進に充てるといふふう
に限るということにやるのが適當であ
うと考へたのであります。現在二十七
年度の予算といたしましては、一般会
計において社会福祉関係の支出は数百
億円に上つておると思ひますので、詳し
くは、お聞き取り願ひたいと思ひます

が、そのうちで二十七年度分といたし
ましては約八億円を宝くじの収入金に
よつてこれを賄つて行くというふう
にいたしましたのであります。具体的にこ
の八億円を以て紐をつけて、この事業
のための資金といふふうには特別紐が
ついてはおりませんが、数百億円のう
ち、八億だけはこの社会福祉事業に当
せん金附証票法による収入によつて賄
つて行く、こういうふうに入つてお
るのであります。大体八億に見合うも
のとして、内部で操作もいたし
たものもございますが、格別紐がつい
ておるわけでもございません。その点
は御了承を頂きたいと思ひます。

○委員外議員(梅津錦一君) 銀行局長
からの御説明で大体性格はわかりまし
た。なおこの問題に関して厚生関係か
ら見ます場合には、大体こう

いうふうな当せん金附証票が社会福祉
の増進という性格のために、そういう
目的のためにまあ発売されて、その利
益金が一般会計に繰入れられて、紐が
ついておらんと、こういう御答弁でこ
ざいました。更に私は質問の第二点
として、現在非常に厚生関係として困
つておる問題は、生活保護の問題が本
年度賄ひ切れな、なお児童福祉等の
費目の一部に大体割当てられると、こ
う考へられておる人が非常に多いと思
うのです。これは御承知のように例の
三十六億が、本会議において社会保
障制度促進の決議のときに、厚生大臣も
大蔵大臣も三十六億の予算は今年当然
特別費目として考へると、こういうの
で、社会事業団体は勿論、ほかのこう
した特殊団体は首を長くして待つてお
つたわけですが、然るに今年度の予算を
見ますと、どこにそれが潜つてしまつ
たか、およそ見当がつかない。そうい
うふうなことから今度の当せん金附
の証票の利益金も、こういうふうなため
に恐らく事業団体は当然廻されるもの
だと、こういうふうに入つておると思
うのです。勿論この問題は、一般会計で
なくして、特別会計で今お話のように
紐附だと、こういうふうに入つておる
と思ひます。それがこの法案により
ますと、一般会計の中に繰入れられて、
その一般会計の財源の中から厚生予算
が組まれて行く、こういうことであ
りますので、非常に疑惑を持たれや
すい。若し将来も当せん金附の証票の
利益金を、ひとり宝くじの発売だけで

なくて、一般財源を賄うものだと、こういうふうな考えれば、所得税或いはその他のすべての収入についても一々その目的を明示するのが普通の建前になると思ひます。そういうような形を作るわけですから、こういうことは恐らく予算編成上これはできないと思ひます。こういうような形が従つて出ると思ひます。これが一般財源でなくして、特別会計に繰入れるならば、これは当然我々は異存はないはずで、こういうように特別会計の性格を持たせておきながら、それを一般会計の中に入れてしまふのは、当せん金附証票のいわゆるこの法案の恐らく性格に合わないものがあると、こういうふうなことで、言い換えれば目的を掲げて、そうしてその使途は一般会計の中に放り込んでしまふのだ、そういうようなことがはつきり國民の前に明示されておればこれは問題はありませんが、徒らに社会福祉の、美しい……という言葉をまあ使えば、美しいような名前を掲げて、そうしてこれを國民の前に寄附という形で國民の協力を仰ぐ、こういうようなことになれば、誠にその将来に對して、社会福祉事業のために非常に疑惑を持たれるので、こういう点に對して大蔵当局としては、そういうことは、将来もこういう問題はまあやつて行くと言へばやつて行つても、何ら社会福祉事業に對しての障害を起すものではない、支障を来たすものではない、と言われるのなら何をか言わんやでありますが、こういうような一般の性格、このような形で當せん金附の証票が売出される、こういうことに對しての御見解ですか、お見通し、勘どころを一つお聞きしたい、こう思ふのです。

○政府委員(河野通一君) お答え申し上げます。いわゆる宝くじの制度は前国会につきましてもいろいろ御批判を頂いておるのであります。だん／＼経済界が正常化したさきまずに、これに對して、こういう制度は成るべく早い機会に取りやめるほうがよいという御意見を頂いておるのであります。私も至極御尤もな御意見と考へております。従ひましてこの制度はできるだけ早い機会にやめるなり或いは縮小するなりして参りたいと、こう考へておる次第であります。

○お尋ねの点であります、そういつた私どもの氣持も現わしたいと、例へば宝くじの収入金によつて政府の役人の給料を払つて行くといつたような形は、実は非常におかしいのであります。こういう特別の制度でありまして、これから集つて参りました収益金は、できるだけその金の性質に似つかわしいような使途に充てるといふことが適当であるといふふうな考へ方から、先ほど御説明申し上げましたように、ことにいたしたのであります。お話のように特別会計の制度によつて、目的税的に使途をはつきり紐づけたような制度を作るといふこともいろいろ考へられたこともありますが、これは一般財政全体の建前から、財源との配合等を考へまして……、先ほど申し上げましたように、二十七年年度の予算に組入れられて使われる、従つてこれが、語弊がございしますが、別枠としてこれだけの収入金が更に特別の使途にプラスして使えるようにして行くといふことは、財政全体の立場から困難なような状況でございまして、従ひ

まして今申し上げましたようなことに相成つた次第でございします。

○委員外議員(梅津錦一君) もう一つ續いてお尋ねしたいのですが、まあこれがそうした意味で、不満ではありましようが、将来は何とかなる、こういうお答えのようですが、民間事業界でも非常に問題になつてゐる、いわゆる社会事業金庫といふので、私立学校の団体が非常に大きくこの問題を取上げて、私立学校の復旧或いは振興のために特別融資に相当する制度をもう永い間運動を續けて今日まで来たのに、まだこういうような金庫法のようなものが制定されてないわけですね。又去年社会福祉事業法を制定したときに、五十六條に、社会福祉法人の施設が災害によつて破損した場合は、その復旧資金として国庫から補助を出す、こういうような規定が設けてあるのです。が、今年度予算の中には計上されてないわけですね。まあ現下の民間社会事業の重要性はもう御存じだと思ひますが、こういうような條項が絶えず死文化されてしまふ。幸い政府がそういうような御見解であるならば、この當せん金附宝くじから生れるところの益金をこのほうに廻すような工合に行かないものかどうか、そうして頂ければ非常に今後仕合せだと思ひますが、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 現在一般會計におきまして社会福祉関係において支出いたしております金額は非常に巨額に上つておられます、生活保護法だけでも二百五十億、失業その他を入れると五百億を超えることになつておるわけですね。この當せん金附宝くじの財源でまだ別のものをというお考え

も或いは御尤もかと思ひますが、社会事業に對して財政的な、これ以て直ちに金庫の出資に充てる……、これは金庫の性格及び今後どういふふうな運営するかという点もございします。が、社会事業だけに對してこの財源を以て金庫を作るといふようなことについてはなお相当研究等を要するのではないかと、いふふうに考へております。

私も少ししましては、社会事業の今後の方向の問題であります、金庫を作つたが故に社会事業が非常に振興するといふふうにも特段に考へられないとも思ひます。

問題、社会事業全体に對する金融の問題は、又別途金融の問題として考へるべき問題であり、財政支出は財政支出の、國民の税負担に對して考へるべきもの、こういうものといふふうに考へてゐるわけでありまして。

○委員外議員(梅津錦一君) 只今のことは脈がなさそうですが、こういうふうな當せん金附の証票を、社会福祉増進のために要する費用といふことで売出されると甚だ迷惑になるわけなのですが、これが一番問題なのは、私のところにも随分来ておりますが、若しこれが一般會計の中に入つて特別會計で出ないといふことであると、一般社会事業団体は勿論ですが、その社会的な疑惑が非常に多いわけですが、大体七億か八億の金が當然特別會計から来ておるわけ、お前のほうの社会事業団体としてはこの資金の割当が大体来てゐるだらう、悪く言えば、その費用を誤魔化しておるんだらう、これは必ず来ておる、社会事業団体の人が困つておるのとはそれだと思ひます。そのため社会事業に協力してゐた人が、当

然も今年度七億なり八億なり特別な枠で来ておるんだから、その上の援助をしてやる必要はないんだ、今年は援助しなくてもいいんだらう、随分苦しい中から相当、特にその団体に好意を寄せていた人が、まあこれは助かつた、こういうわけ、今年からは殆んどそういう寄附といふような形で出さなうと思ひます。御存じのように養老院とか孤兒院とかを廻りますと、どこでも国で経営してゐるところは僅かにいいのですけれども、そうでないところの法人でやつてゐるような形の、こういうような仕事は、非常に苦しい立場にあるわけですね。政府もこれでやつて行けないので、大方民間の協力を得ておるのです。その民間から協力を得てゐる、そういうような運営をしてゐる事業団体に對して、宝くじが売れなくなつたから、そのほうで協力しなうと、これは非常にいい売れ口で売れると思ひます。それが一般會計に入つてしまふ。勿論買入人は寄附するつもりで買つておられますが、社会事業団体には殆んど行つておられません。これはちよろまかしてゐるのだらう、最高幹部が又やつてゐるのだらう、幹部のほうは来ていないと……それでどこへ廻つてゐるのだらうと非常に混乱を起すと思ひます。そのため社会事業が今氣息奄々として動いておる。このために私はつぶれてしまふと思ひます。これは行つて調査してみればよくわかるのですが、實際ひどい経営振りなんです。これも民間の協力を得てゐるのです。それでも非常に経営者に對する非難があるわけですね。その矢先に當せん金附が出て、その費用がそつちへ廻つておる。それだからやつた

と言つておるが、まだばる着物を着せているじやないか、あんなに家がこわっているじやないか、我々は当せん金附を買つて而も協力しておるのに、それに家が直つていないじやないか、これは必ず来ます。あんなに協力しておるのに……。養老院にしても孤児院にしても、その他の浮浪児をあずかつておるところにしても、これは非常に経営者も困難に陥つております。これは大蔵当局は考へておると思つて、こういう当せん金附くじを売り出す場合に、どうして困難を防ぎ得るか、その点が一番重要な問題だと思つたのですが、これに対する一つ賢明な施策があるならばお教え願ひたいと思つた。

○政府委員(河野通一君) この問題につきましてもたび／＼申上げておることに懸念するわけでありませう。私も今お話の点は十分よくわかるのでありまして、ただ問題は、結局社会事業に対する国の歳出をできるだけ増加して行くことが望ましいことではないかと思つております。この宝くじから入つて参ります収益が紐がつくとつかないにかかわらず、社会福祉のための国の歳出、財政支出というものが、できるだけ財政の許す限り大きいことを望まれるという事は、至極私も同感であります。併し今申しましたように、必ずしも宝くじ自体に特別な計画的な、言葉は悪いのですけれども、紐をつけたような運営方法をとらなければどうしても工合が悪いというふうには私も考へておらんのです。その点から申しましても、この宝くじから入つて参りました収益は一般財政の需要

に充てるのじやないので、職員の給料とか、或いは一般の事務経費に充てるのではなくして、やはりこれから収入されたものは社会福祉の事業のために充てるのだということをはつきり書いたほうが、むしろその収入金が何に使われておるかからというふうなことを避ける意味におきまして、今委員長さんのお話のような趣旨に副うようにいたしまして、何かそこにはつきり用途と申しますか、使い道を法律の上にきめたほうがいいのではないかと、そういう意味で実はこの改正案もお願ひ申上げておる次第であります。むしろ今委員長さんのおつしやるような趣旨に、十分には副つておりませんけれども、法律の体裁としては副つて来ているのじやないか、私もそういうつもりで実は法律を改正いたしましたと考へて御提案申上げておるのであります。具体的には社会福祉事業に対する歳出を増やすことが望ましいという事は至極御同感であります。この点は財政全体の問題としていろいろ都合もございまして、そういう関係で提出いたしました予算の内容となつておるものと私は承知いたしております。

○委員外議員(梅津錦一君) 主計局長にお尋ねするわけですが、予算書を持つて来ておりませんのはつきり覚えておりますが、社会福祉に要する費用は、大体去年度の予算に物価指数と睨み合せて大体その上昇分だけが殖えておつて、実体予算においては殖えていないと私は考へておるのですが、如何でしょうか。

○政府委員(河野一之君) 私はそれ以

上に殖えていると思ひます。社会福祉の経費をどこにおとりになるか、これは皆さんの非常に見方によるのでありますが、生活保護費だけでも五十億足らずのものが殖えているわけなのであります。遺族の援護のため二、三十億だけ、これだけは別途増である。失業保険関係につきましても、これは失業保険のほうの金は減つておりますが、失業者が減つておりますので、減つておりますが、失業対策事業というやうなものは大体前年度と同額で、まあ物価の点を考へまして、今言つた実質が減つて、当然減るものというやうな点を睨み合せてみますと、私は実質的には殖えている。国民健康保険の赤字の処理の経費、これは別途増加しております。それから事務費の単価の増もやつております。私は殖えていると思ひます。

○委員外議員(梅津錦一君) 今主計局長からのお話だとそういうわけですが、予算を大体割当ててみると、そういう社会福祉事業の面からも去年より楽だと思へるようになりますか、その点をお伺ひしたい、社会福祉事業の経営に對して……。

○政府委員(河野一之君) 経営者のほうからですか。

○委員外議員(梅津錦一君) いや、本年度予算の附いで去年よりもこの社会福祉団体の経営が楽になると考へになりますか、苦しくなると考へになりますか、その点を伺ひたい。

○政府委員(河野一之君) これは経営者のほうでどういふようにお考へになるか知りませんが、我々としては

今年度の予算は、まあ財政の需要にもよるのでありますが、決して満足とは言へませんのであります。大体この程度で辛抱して頂くよりいたし方ないものだと考へております。我々としても、前年に比較しまして相当な努力はいたしまして、民生費、いわゆる内政費についても前年度より相当殖えているというふうにお伺ひ承知いたしたいと思います。

○委員外議員(梅津錦一君) 以上で大体わかりましたが、あとの一点は、こうした当せん金附の宝くじを売らなければ本年度の社会福祉に対する予算が間に合わないということであるかどうか、それが第一点。第二点は、甚だ申すににくい言葉ですけれども、社会福祉という名目を打つて、そうしてこの宝くじを売れば、俗に言つて悪い言葉で羊頭を掲げて狗肉を売つて、その費用を一般会計に放り込んで、こういう譏刺は免かれないと思ふ。ならばこれを社会事業のためという言葉はお使いにならないで、一般宝くじなら我々は異存はございません。ですからこの社会福祉という名前を掲げてもらうという事は、私は厚生委員長の立場として甚だ不本意でございますので、宝くじというのは政府の方針ですから、足りなければ結構ですが、社会福祉の名目を打つて売出されるという事は、福祉のためと銘打つて売出されることは、厚生委員一同不満でありますので、この点は十分お考へ願ひたい、こう思ふわけですが、どういふやうな名前前で第二点のほうはお売出しになつてまいりませんか、その名目をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(河野通一君) 第二点のほうであります。今のお話はちよつと私或いは御質問を開き間違つておるかとも知れませんが、法律の改正、つまり法律の條文の上で社会福祉の増進のために充てるというその條項を創るやうに御趣旨であるのか、或いはこの條文はそのままにしておいて、現実に売出す場合に社会福祉のための宝くじであるということを言わないで売るやうにすることが必要だということか、ちよつとその辺が私はつきりいたさないのではありませんが、前者のほうの問題でございますならば、これは実は私今まで不十分ではございまして、できるだけ御説明申し上げました趣旨で原案の通りお認め願ひたいと思つております。併しこれは立法院として国会のほうで如何に御審議をされますか、その点につきましては私からこれ申し上げることはできないのであります。それから後者のほうの問題でありますれば、これは必ずしも私どもは社会福祉増進のための宝くじであるという事を銘打つていゝ／＼売つておきたいやうなことは、若しその点が非常にまずいということでありま

すならば、実際の場合におきまして十分考へて参りたいというふうにお考へております。

○委員外議員(梅津錦一君) 以上で私は大体の質問は終了しましたが、あとは当委員会におきましてこの法案の内容につきまして十分御検討を頂きまして、然るべく御善処頂きたいと思つておりました。

以上、失礼いたしました。

○油井賢太郎君 第三條の点でまだ納

得できない点があるので聞きしたいのですが、社会福祉の増進のために要する費用の財源に充てるため必要があるというのを政府がどういう際に認めて行くのか、それから具体的にこれを発売させるときにはどういう手続をとつてやるのですか、その辺のところをもう少し詳しく御説明願いたいのですが……。

○政府委員(河野通一君) 必要があると認めるのは政府が認める場合でありまして、社会福祉事業の財源に充てるために必要があると認めたことによつて予算を案は御提出申上げ、そうしてそのうちに大体宝くじの収入というものはこの程度であるというふうに組んである。その予算の上に現われておるところで大体おわかり願えると思う。これは政府としてはこの程度のもので、当初発行することが必要であらうというふうに考えて予算に計上されておるわけでありまして、それから発行の手続でありまして、これは今度の制度によりまして、この改正法が通りますれば、大分簡素化できることになりまして、従来のやり方は非常に複雑なやり方をしておりまして、先ずこの取扱銀行との間に契約をし、それに基いて支出負担行為をやり、そうしてそれを具体的に支出をし、更にそれによつて清算の報告を受けるという非常に複雑な複雑な発売の手続をとつておつたのであります。今後はこの改正案が通過いたしますれば、そういった支出負担行為というやうなやり方は必要がなくなつて、必要があれば監督をいたして経費の濫費は防ぐようにいたして参りますが、その点の手続は相

当簡素化されるということに相成ると思ひます。

○油井賢太郎君 若し銀行局長でおわかりなら承つておきたいのですが、雑収入のうちこの八億が入つてゐるのですが、それで歳出のほうは先ほど話があつた五百億に上るような社会福祉のための経費ですね。そのうちにこの八億というものは見合ひになつておるのですか。それとも又別に何か社会福祉増進のための政府において必要が出たというときに出すのですか、その辺のところをお聞きしたい。

○政府委員(河野通一君) これは具体的歳出の問題になりますと私からお答え申上げるのは適當でないかと思ひますが、今お話のように雑収入の中にこの収入金は入ります。入りましてものが先ほど厚生委員長さんにお答え申上げましたように、特に紐がついて、その金がここに使えるというふうな紐はつきません。併し先ほど来申上げましたように社会福祉の増進のための経費というものは数億にも上つております。その経費の一部はこの収入金が充てられておる、こういうふうな紐が念されるわけでありまして、従いまして何々経費のためにこの八億がどう紐がついておるということには相成らんわけでありまして。

○油井賢太郎君 それでは第三條の社会福祉の増進のためなんということとを語つておいても、実質的にはただこれはいわゆる宝くじを売出す口実と言つて過ぎないことになるのですか。そういうことですね。

○政府委員(河野通一君) 宝くじを売出すための口実とは考えておりませ

ん。これは予算の編成の経過におきましてはいろいろございまして、八億程度は、この大きな予算の中では非常に実は少い金額でございまして、我々は觀念としては、この収入金があるからやはり社会福祉事業にはそれだけ、それがなかつたよりはそれのための歳出が殖えてゐるというふうな考えております。

○油井賢太郎君 それでは口実に過ぎないということだけは明瞭に私はなつたと思ふのであります。それから主計局長に伺いたいのですが、今度の修正で以てどう予算編成の措置が前年度と変つたか、或いはこの委員会でもなつたか、お聞きになつたかも知れませんが、若し聞かれたとするならそれは別ですが、若しまだ発表していないとすればお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 従来いわゆる当せん金附証票の発売に基く収入を歳入に上げてまして、当せん金であるか或いは手数料というものを歳出に上げておつたと思ふのであります。これは非常に複雑な、現在までのやり方がこういうことになっております。こ

よつて非常に複雑なこととなつておるのであります。厳格に言いますれば、当然あの札を売出すたびごとにこれは歳入に立てなければならぬ。それから当せん金、或いは証票、現金もその場合に歳出に立てなければならぬ、一々小切手も切らなければならぬ。厳格に申しますれば或いは副賞が附いた場合にはその副賞については物品会計管理の扱いをせなければならぬ。非常に実

ておるのであります。勸銀に全責任を以てやらしておる。これを国がわざわざ支出を立ててということではなしに、實際問題としては勸銀にやらしてゐる。それは国の歳入になるものは、収入金からいろいろな当せん金でありまして、か手数料を引いたものがネットの収入になるわけでありまして、従つて両建にするというのは非常にこれは意味がない。じかに取つてこれを国の歳入にするのが実情に即してゐるわけでありまして、予算の総額は両方両建に膨らましておいたしかたないことであります。又歳出予算というものを縛ら

なくては二十億程度の歳出を一方に組み、それから歳入のほうに二十八億を組む。こういうやうな建て方をしておつたわけでありまして、いろいろ實際の運営に鑑みまして、こうしたほうがよいと思ひまして、建て方を変えたわけでありまして。

○油井賢太郎君 それはシャッブ勧告によつてこういう純計予算でないというふうに最初訂正されたと思ふのですが、又これを元へ還すということとは何かの同様の件で、或いはそのほかのもの、歳入、歳出等におきましてもこういうやうな方式が出るのがあるのですか、特別これだけということになるのですか。

○政府委員(河野一之君) 別にシャッブ勧告でこういうふうな従来なつておつたわけではないのであります。ちよ

つとこの問題は法律論と實際問題と両方の面から御了承頂きたいのであります。つまり財政法のいわゆる総計主義という財政法の原則に反するかどうかという第一点、法律問題として財政法の十四條に「歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならぬ」ということを書いてございまして、それから財政法の二條に「歳入とは、一會計年度における一切の収入をいい、」それから「歳出とは、一會計年度における一切の支出をいう。」つまり個々の収入、支出が集つて歳入歳出となる考え方です。然らば収入とは何であるかというところ、国の各般の需要を充たすための支出の財源となるべき現金の收納、すべての現金の收納が収入となる。支出は「国の各般の需要を充たすための現金の支払」であるというのが、これは財政法第二條第一項に書いてある原則なんです。従つてこの当せん金の支払というやうなものを、或いは証票の支払及び賞金の支払というものを収入と見るか支出と見るか、収入と見るか支出と見るか、これは、これは或る場合においては一つは法律上の問題であり、一つは實際の慣行の問題でもあるわけなんです。或いは予算の取扱の問題でもあるわけなんです。それで従来はその当せん金の支払というものを歳出に見ておつたわけでありまして、ところがこの新しい法律によりまして、そういう収入支出の差額という、いわゆる納付金を歳入と見なして、そういう事務を勸銀、これはやめましたが、銀行に委託してそういう仕事をやらせて、そうして出て来た利益に相

当したものを納付金として取る、そうしてそれを歳入として見る。こういう新しい觀念が実は新しい法律構成を変えておるわけでありませう。これはいろいろ御議論があると思いますが、これは実際問題といたしまして先ほど申し上げましたように、両方の両建にする必要があるかどうか、この国の各般の需要というところについてのその法律上の確定した解釈といいますが、法律上の定義は特にならぬのであります、我々が収入とか支出とか言つておる場合は、ネットの、何と申しませうか、国民の負担に關係のある収入支出、直接關係のある収入、支出というふうには見ておるのであります。こういうふうな考え方からしまして、例えば預金部の預金が入つて参ります。或いは預金を払戻します。これはこの国の各般の需要といふことでなしに、預つた金であつて、国民負担に關係がない。つまり入つて来れば出て行く、こういう考え方、厳格な意味で言へば、これは郵便貯金を払戻すことは各般の需要でもあるといふふうな考え方にするならば、そういう収入支出に入らないことはないものであります。経費といふことについても、これは財政法でも會計學上でも恐らく確たる定義はございません。資本的支出は経費ではないと言ふ人もあります。これは余談になりますが、そういう考え方からして、我々としてはそういう予算の總額に納れることでもありますし、全くその実益のないような歳入歳出を掲げておく必要がないんじゃないか、ネットの、国民の負担に關係のあるものを見ておけばいいんじゃないか、會計

法及び財政法の原則というものは會計の經理を見ておる。或いは予算の全部を明らかにしなければならぬというふうなところから来るのであります。そして、このような場合においては何らその点において不都合が私はないという結果なのであります。それでこういうふうな、最後に油井さんのおつしやつた問題であります、これは幾らも実は例があるものであります。例えて申しますと、収入印紙は郵便局が売出し、収入の中から郵便局が必要とする経費を差引まして、そうして一般會計に納めるのであります。こういうふうな本當を言いますれば、一般會計では収入印紙の代金をそのまま郵政からもらつて、そうして経費のほうは一方歳出として出して行くというのが原則であらうと思ひます。これは差引いたものを國の収入とすることが郵政事業特別會計法の四十條に書いてあるわけでありませう。それから一般會計の例におきましては、そのほか労災保險特別會計といふのがございませう。労災保險におきましては保險施設を國が行うことができます、つまり病院の経営でありませうか、職業再訓練の施設でありませうか、こういうものをやるのができるといふことになつております、この實際のやり方は、その仕事を労災協會に委託してやらせております。そして労災協會は一方収入がございまして、その事業に伴う事業収入もございませう、併しいろいろ収入がございませうが、その収入を差引ましてしたものを保険施設費として労災會計から労災協會に出しておる。それから一般會計

の例でございませうが、厚生省の予算に社會事業學校経営に必要な経費といふものは八百万円今度の予算にのつておりましたが、東京及び大阪におきまして、東京及び大阪府に對しまして社會事業に従事するいろいろな職員、養成施設であります、収入支出の差額を交付いたしましてそういう事業をやらしておるのであります。従つてそれは嚴格に言いますれば、或いは収入のほうは収入で取り、支出のほうは支出で出すというのが一応の考え方かも知れませうが、そういうふうにするとは非常に煩雜の結果を招く、殊に一々労災の保險のような場合におきまして、そこにおいて収入官吏、支出官吏という者を置かねばならぬといふような結果を招くわけでありませう。東京、大阪府のようなどころにおいてはそういう會計官吏を置かなければならぬ。そうしてそれは事業としては全く向う側で經營しておることでありませうので、何らそれを特別に収入支出を立つて經理する必要はない、國民の負担に關係はない。収入支出に關係しない。こういうふうな關係で、實際上の必要からしてこういうふうなことをやつておるのであります。

○油井賢太郎君 詳細な御説明があつて大体わかつたんですが、次に伺いたいことは、八億円の収入に對してどれだけの売上げがあるかといふ点なんです、先ほどのお話では、二十八億の売上げがなければ政府が八億の収入にならぬといふふうな承わつたんです。そういたしますと賞金といふのはたしか五〇%見当、それから勸銀に對するいわゆる手数料といふのは一〇%、こう思つておりましたが、若しその残りの四〇%が収入となれば二十億円の売上げがある。その点はどういふふうになるんでしょうか。

○説明員(青山保光君) いわゆるこの宝くじを売り上げた場合の納付金とか、或いは経費がどういふふうになりませうかといふことでございませうが、實際には現在予定いたしておりますところは、國庫に納付いたしますものが百といはしますと、百の四十、それから當せん金、つまり賞金であります、これが四四%、それから手数料、これは取扱銀行及び売り子と申します、これは販路の街で売つております方に対する手数料、これが九・五%、それから諸経費、これは印刷費でありますとか或いはいろいろの物品費、抽籤をいたします会場の経費、宣伝費その他いろいろ費用がございませう、これが六・五%、大体こういうふうな考え方です、進んでおりました、法律上制限がございませうのは當せん金については五〇%を超えちゃいかん、百に對して五〇%を超えちゃいかん、手数料は一〇%を超えちゃいかん、手数は一割、一〇%以内でなければならぬ、こういう法律上の制限があります。實際の今後の売捌きの見込であります、現在のところでは大体売捌額を二十八億程度に考えております。そのうち消化率が、従来から大体八〇%程度のものを見込んでおります。従いましてこれを一応八十といはしますと、二十一億前後くらいが大体毎月消化されるものと考へております。これに對して四〇%でありまして、大体八億円といふものを収入、納付金、こういうふうな押えて

○小林政夫君 この宝くじは成るべく早い機会にやめたいといふことをし、ばし銀行局長も言明をされておるし、この法案自体としても当然の間といふことになつておるわけでありませう、この第三條でわざ／＼意味のない、實質的には意味のない、今油井委員その他厚生委員長からも指摘があつたように、社會福祉の増進のためにといふ名前をかりて、そういうたやめろといふ希望に對する一つの水をさすような項目を掲げて行くといふことについては、しば／＼政府の成るべく早くそういう宝くじはやめるのだ、射倖心をそそるようなことはやめるのだと言ひながらです、こういう第三條の改正を加えてやろうといふことについては、必ずしも肚の底は速急にやめたいといふような氣持がないんじゃないかといふふうな思われるのです、一体いつまでやるつもりなのか。

○政府委員(河野通一君) 肚の底から成るべく早くやめたいと思つております。この三條の改正をいたしました理由は、これは御納得頂けないのは甚だ残念でございませうが、むしろ宝くじの発売等をできるだけ自粛して行きたいという意味合いで、これから入つて参ります収入金は何に使つてもいい、役所の紙を買つたり鉛筆を買つたりするものにも使う、或いは役人の給料の支払いにも充てる、何でもいいのだといふようなことでなしに、できるだけ宝くじといふものの性質をはつきり表に出したいという意味で、この際他の点について改正を要する点が出て参りましたので、併せてこういう趣旨を、私も実はむしろ小林さんの言われるの

と逆に、自粛をいたしたいという趣旨を表わす意味においてこの規定を肚の底から成るべく早くやめたい、こういうふうに考えております。

○小林政夫君　すると八億で、そう一般会計の歳入総額の千分の一にも足りない額で、これが特に社会福祉のための費用に使うのだというようなことは全く羊頭狗肉であります。そうして而も今の趨勢としては定期預金に割増金

をつける、又国民貯蓄債券についても割増金をつける途を残すと、これも實際はやらないのだけれども、一応そのルートを残して行くのだというようなことで、一休国民の射倖心をどん／＼

政府が振るといふ。この宝くじによつてそういった気分が非常に醸成されて行く、これが原因となつて今の定期預金に対して増し金をつけるとかというような問題、最近はややラメルにまで

ルの買ひ方によつてはもう一個、二個、只で買えるというようなことまであり、子供が非常に射幸心にそそられ、国民道義の点からいつても甚だ面白く

で今の四割という納付金だということ
であります、たしか二十六年度の予
算は二十七億弱の売上に対して収入は
七億九千万円くらいになつておりま

い……、非常に簡単に言えば、二十億の費用を使って八億の収入だということになると、徴税费等から考えてもんで問題にならないし、六割の経費を

けて四害の收入、まを費用と收入との
 關係が六対四で、そういうようなこと
 までして僅かな八億を国家はこの際收

入としなければならぬのかどうか、この点には特に主計局長に聞きたいのでありますが、二十六年度においては自然増収を三百億、二十七年度はどうなるかわからないが、我々はむしろ消極的に考えているわけであります。併しそれにしてもこの八億くらいものを、そういうた無理をして、非常に多くの経費をかけて歳入を圖らなければならぬのかどうか。

○政府委員(河野一之君) 八千五百億の歳入に対して八億でありますから、〇・一％、大した額でないことは御指摘の通りであります。ただ従来の宝くじの実績を見ますと、多少最近減

つて来ております。前は相当な予算上
におきまして、予算総額も少のうご
ざいましたし、納付金もつと大きか
つたのであります、その頃は今より
は負担の割合は多かつたと思ひます

が、最近においてはおつしやるような事情になっております。私どもとしましては、歳入は幾らでもあればあるほうがいいという考え方もございますし、又ここ数年來やつて来たこういうい

た制度を急激にやめるといふのも如何かというふうな考え方もあるがために、ここ当分先ほど銀行局長も言いました通り、できるだけやめるような……、だがまあ過渡的にやるといふ

意味で予算に計上しているというふう
に御了承願います。

○小林政夫君　そうすると、この当分
の間ということが、一体今のお見込で
は、政府としてはいつまでやるかとい

うことについて法案ではつきり、例えば何年何月末までというようにはつきり明示して、その間に自然にやめて行

くという措置をとる意思がないかどうか、当分の間ということ、この法案は二十三年に出て今も続いております、更に私の考えるような趣旨でいつまで続くのかわからないということでは……、どうも我々としては根本的に一日も早く国民の射撃心をそめることはやめてもらいたい。殊に緑風会としては競輪或いはモータースポーツ、レース、ドッグ・レース等射撃心を煽るものはこ

とごく反対している。こういうことは一日も早くやめたいという氣持が強い。そこで漫然と続けるということについては一步譲つても、賛成できないと思うのです。はつきり年限を切る意

思か……。突然やめるといふことは、
ずかしい、というのは現在相当多宝
くじのアルバイトによつて収入を得て
いるという者のあることも考へるべき
だという御意見もあるようであります

が、そういう点からいって、この宝くじ関係に従事している人数等について資料があればお知らせ願いたい。

○政府委員（河野通一君） 成るべく速かにこの制度をやめて参りたいという

ことは先ほど来申上げております通りであります。ただ今特に具体的に廃止の時期はどうだということを聞かれま
すならば、取りあえずのところとして
は今年には続けて参りたい。来年度続け

るが続けないかはそのときの事情によつて判断いたしたいと思います。今こゝで二十八年度当初からこれをやめるというのを申上げるところまでまだ確信を実は持つておりません。併しな

ろうことならば成るべく早くやめたい
 ということは当然考えております。国
 会の皆様方の御意見も十分に承わりま

して、廃止の時期等につきましては、十分をういう御趣旨に副つたような時期にやめたいというふうを考えております。なお売捌ぎに當つております人の数については福田政府委員からお答えいたします。

○政府委員(福田久男君) お答えいたします。売捌ぎに従事している者は個人、それから例えればこの小売店等もございしますが、正確な数字はちよつ

と手許に持ちませんが、合せますと五万くらいに達するのではなからうかと思ひます。アルバイト或いは証券業者の下請としてやつております者が一万程度あるのではなからうかというふう

に考へております。

○小林政夫君 平均売捌人は一人当り幾らくらいな月収があるのですか。

○政府委員(福田久男君) たばこの小売店等におきましてはそれらと一体に

なっておりますので、余り大きな金額ではないかと思いますが、道路等に出
ております者は、場所その他によつて
収入の額はいろいろ違ふと思ひます
が、私の聞いておりますところでは、
アレバートの学生等では月大本三千円

う話を聞いております。

○小林政夫君 それからこの取扱金機
関に或る程度資金が滞留して、その
資金繰りがよくなるという面もあるの

でしようが、そういう点について一体取捨金融機関にはこの売捌金それから納付金等の関係において月間のくらの金が無利息で滞留することになるのか。

○政府委員(福田久男君) 売上金は売
上の期限が終りますと翌月、大体一カ
月後くらいには政府に納付することに

なりますので、その間留置する発売の金額は総額から申しまして、非常に單純に十二で割りますれば、仮に二十四億といたしますれば、その月割額の二億になるわけでありますが、併し資金等も払わなければなりませんので、まあその半額くらいということになるのじやないかと思ひます。

○油井賢太郎君　もう一点伺ひたいのですが、先ほどの発売する金額とそれ

から消化金額とは違うのですね、その場合には消化した金額を以て発売をするのですか。それとも実際印刷した額を以て発売としているのですか。

○政府委員(福田久男君) 発行額は総

額を以て発行額といたしますが、現実に入ります金額は消化された金額になるわけであります。従いまして売れ残りの額は発行額には入りませんが、未消化額でございます。

○油井賢太郎君 第三條の三十五億
という制限はその発行額と言つて
も……、そう解釈していいのですか。
○政府委員(福田久男君) その通りで
あります。

○木村禰八郎君　この法案の趣旨は、成るべくこういう宝くじみたいなものはやめよう、そのほうに一步近ずこうという法律案であるということはおわかつたのでありますが、その範圍を社会

福祉の増進のために要する費用に限定して行こう、こういうふうになされたのですが、その趣旨はまあわかるのですが、私たちは逆に反対なんですよ。こういう宝くじ的なものと社会福祉的な

ものとを結付けること自体に非常に不賛成なのであります、むしろ先ほどお話があつたように鉛筆とか机とかそ

ういものを使うのであるならばいいのですが、社会福祉というもののところが、政府のほうの社会福祉或いは社会保障というものに関する考えが根本的に私はわからないのですが、これは大蔵当局に聞くよりも私は厚生大臣に一応この点、社会福祉に関する根本方針についてどうしてもこの機会に聞こうと思うのですが、ただこの際お伺いしたいのは、社会福祉というものはどういものかをここで予定しているのですか、具体的にはこのくじを發行していい場合は、社会福祉というものの内容はどういものかを予定しているのですか。

○政府委員(河野通一君) これは主計局長からお答えしたほうがいいかと思うのでありますが、社会福祉関係の経費は先ほど御説明申し上げましたように、二十七年予算で大体四、五百億ぐらいであると思うのであります。そのうちで先ほど厚生委員長さんからの話にお答えいたしましたのが、必ずしもこの八億というものを紐つきでどれに充てるかというところは考えておりません。数百億の財源の一部としてこれを入れておきまして、強いて言えば、具体的に考えられるものはないかという点でございますが、児童福祉関係の事業の予算を一億二千四百万円、それから身体障害者福祉関係事業に九千四百万円、それから戦傷遺族援護関係に一億、結核予防関係に二億二千四百万円、それから養育費の関係で三億一千五百万円、それで大体合計いたしますと八億五千七百円ぐらいになると思っています。大体こういうものを頭に置いて

てこの八億の使途を考えたのであります。

○木村福八郎君 大体わかりました。まあそういうばくち的な射的的なものをそういうふうにつけたいというところを、自分は私はおかしいと思うのです。これは一つの例なんです、実はちよつと余議になつて恐縮ですが、この間大井警察の人が私のところに來まして、大井に競馬ができた。その競馬の収入を学校の経費に当てるというのです。競馬ができたために不良少年がたぐさで来た。非常にたくさん殖えた。一体何のために……。競馬によつて得た収入で学校を、教育施設を作ろうというのに、不良少年が、チンピラが非常に多く殖えて、その上に貧困者が自分の身の物を質に入れてやろうというやうな非常に教育上、風教上いへる／＼悪いことを醸成しているのです。ですからどつちがいいのか、そういうばくち的なものはばくち的なものを使うなら意味がわかるが、それと最も反対なほうに予定することがどうも我々側から切れない。これはもつと根本の問題として、丁度これが出てきました機会に、社会保障問題について厚生大臣に伺いたいと思つております。

○油井賢太郎君 賛成だ。
○大矢半次郎君 当せん金附証券法の第一條には、「この法律は、経済の現状に即応して、当分の間、当せん金附証券の発売により、浮動購買力を吸収することを目的とする。」というふうな語つてありまして、当時の状況から言へば誠にこれも意義のあることだと思つておりましたけれども、もう今日の段階

に至つては、この事態はすでに過ぎていふと言つていいのではなからうかと思ひますが、将来これをだん／＼少くして行く、速かなる機会にできるなら廃止したいということで、これは誠に私も賛成であります。この場合に社会福祉云々を笑ひとして持つてきて、そうして而もその使途が甚だ明瞭を欠くというの、やり方として非常にまづいのは、やり方として非常にまづいのは、やうな方々かというやうな気がいたします。併し近い将来においてこれを廃止するのだというならば、ここにやがて議論をすることはないのであります。若しも先ほど小林委員が言われた通り、何か廃止するといふのに水をさして、こういうやうな使途の必要があるから、この限度においてはなお發行して行く必要があるのだと、こういうことでやつて行くといふ下心があるならば、どうしてもこの條項を削除する必要があるのではなからうかと考えますが、如何でしょうか。

○政府委員(河野通一君) 何度も申し上げますように、そういう下心は毛頭持つておりません。できるだけ早い機会に、勿論縮小はいたします。又できれば全廃したい、かようにまじめに考えております。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に信用金庫法の一部を改正する法律案について質疑をいたします。速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

○油井賢太郎君 この際ちよつと銀行局長にお尋ねしたいのですが、信用金庫法の一部改正なんかも出ていて、大抵信用金庫というものの銀行の性格に

近付いて来たのです。ところが一方においては銀行というものはなからうか、新規開業を認めないとか、或いは支店、出張所というやうなもの増設も認めないとかいうふうな抑えていて、片方においては銀行と同じやうな性格に信用金庫等を昇格して行くといふたやうなことでありますが、一体そういう狙いは国家としてどういふ方針で進めるのか、一応お聞かせ願ひたいのです。

○政府委員(河野通一君) 従来の信用協同組合が信用金庫に改組されたものも相当出て参つております。これは御案内の通りであります。信用金庫制度は私は必ずしも銀行と同じやうな制度であるとは考えておりません。これはやはり組合という言葉は使つておられますが、やはり組合の協同組織という考へ方になつております。普通の銀行が株主でできておるといふのと違ひまして、會員組織と申しますか、そういう會員の協同組織という点は非常に大事な点には、やはり一般の銀行のやうに大企業に対する金融、勿論中小企業に対する金融も銀行はいたしますが、大企業に対する金融というものは対象にいたしませんで、いわゆる中小金融といふものを中心として、去年でございました相互銀行と相並んで一つの中小金融機関としての二つの大きな柱の一つといふふうな私どもは考えております。必ずしも銀行法による銀行と同じやうな性質になつて来ておるといふふうには考えておりません。

○油井賢太郎君 最近銀行の支店、出張所等の設置問題ですが、若し新たに支店を増設するやうな場合には、どこか廃止しなければならぬというやうなことに原則がなつておるやうです。併しこれは今お話のやうに銀行と信用金庫と多少趣きも違ふ点もあるわけですから、そこで全国的にやはり金融機関としての価値があるというか、便宜な機関である銀行が支店、出張所といふものを、成るべく地方としては要所々々に置いてもらいたいという声が多いのです。ところが例えば果なら果として、地方にある支店は廃止して、その県内の都市とか何かに改めて支店を作るといふやうなほうが営業上プラスになるといつたやうな觀念から、地方に、田舎のほうにあるところは支店を廃止するとか何かといふこともちよつとよい聞いておるのです。そういうものはこれは一般國民に対して非常に不便を與えるといふやうな、而も辺鄙なところの人々に不便を來すといふやうなことになりはしないか、或る程度やはり銀行の支店といふものもやたらに殖やすことはいかんけれども、或る程度の制限をおいて増置させて行くといふことも適當な施策ではないかと思ひます。それに対して今後の方針はどういふやうなことをやられるわけですか。

○政府委員(河野通一君) 銀行の店舗に関する政策といたしましては、今お話のやうに極く抽象的に申し上げますと、一方で各銀行が預金者から預金を預つております建前上、無闇にコストの引合われないやうなところへどん／＼店舗を出すといふことはなからうか、又同じ場所にくさくさんの銀行が無用に競合いたしましたとして、非常な、

支店を増設するやうな場合には、どこか廃止しなければならぬというやうなことに原則がなつておるやうです。併しこれは今お話のやうに銀行と信用金庫と多少趣きも違ふ点もあるわけですから、そこで全国的にやはり金融機関としての価値があるというか、便宜な機関である銀行が支店、出張所といふものを、成るべく地方としては要所々々に置いてもらいたいという声が多いのです。ところが例えば果なら果として、地方にある支店は廃止して、その県内の都市とか何かに改めて支店を作るといふやうなほうが営業上プラスになるといつたやうな觀念から、地方に、田舎のほうにあるところは支店を廃止するとか何かといふこともちよつとよい聞いておるのです。そういうものはこれは一般國民に対して非常に不便を與えるといふやうな、而も辺鄙なところの人々に不便を來すといふやうなことになりはしないか、或る程度やはり銀行の支店といふものもやたらに殖やすことはいかんけれども、或る程度の制限をおいて増置させて行くといふことも適當な施策ではないかと思ひます。それに対して今後の方針はどういふやうなことをやられるわけですか。

國家の經濟全体から見ますと非常にスになるというともいけな。従まして一方ではそういう点に或る程度の制限はこれがあります。具體的に申しますと、結局問題は程度問題だと思ひます。現に一店を減らさなければ他の店舗の進出を認めないというようち取扱ひをしておりますものもありま。純増で認めておるものもございま。それからもう一点は、殊にこれは地方銀行について言えることだと思ひますが、ただ営利と申しますか、採算の点だけ考えて、採算のいいところへ店を集める、そうして採算の取れないところは、取引者その他に対する便宜も全然無視してやめて行くというふうなことは、必ずしも銀行の公共性という点から見まして適當でないであります。この点については各地の實情に應じまして、その地域々々における差支えを起さないように、個々に具體的に指導はいたして參つております。もし或る地域につきましては、最近もあつた事例でありますが、或る田舎の店をやめたい、とても採算が取れないからやめたい。それで大きい都市に出したいという問題がございましたが、その銀行の、その地域における銀行便宜を妨げるという点から、それはやはりやめられたほうがいい、その地域にやはり取引者の便宜のために銀行を置かれたほうがいいであらうというふうなことを申上げた事例もございます。個々のその地域々々における經濟事情に十分頭を使いまして具體的に解決いたしております。

○油井賢太郎君　それではやたらに、殖やすことを絶対に許可しないという

方針ではないということなんです。それはわかりました。次に信用金庫法の改正等について、まあ組合員外のなめに或る程度の事業の拡大ということを認めるというふうなことが今日出ておるのですが、これは我々としても適当な措置であると思われるのですが、それと同時に、信用協同組合のほうでもやはり何でもかんでも拡大して行くというふうな動きもなか／＼活潑に起つておるのですね。こういうふうに片方も拡大して行き、更に組合のほうもどん／＼拡大して行くというようになつたら、これは意味がなくなつてしまふと思うのですが、その点については銀行局としてはどういうふうなお考えをお持ちになつていらつしやいますか。

○政府委員（河野通一君） 信用協同組合の機能を拡大するという点につきましては、私も具体的には余り伺つておりませんが、恐らく或いは今お話の点は、信用協同組合について員外預金の受入れを認めたらどうかというお話が出ておることは承知いたしておりますが、その問題かと思います。この点につきましては私どももいたしましては、信用金庫法が昨年できたときに、信用金庫と信用協同組合とがそこにおのずから仕事の分野がはつきりして、性格も違うということを前提にしてあるという信用金庫法が作られた経過及びその内容につきましては、私は至極御尤もな立法であるというふうに考えております。現在のところは具体的に信用協同組合について員外預金の受入れを認めるというような制度は私どももいたしましては、行政当局といたしま

しては賛成をいたしかねます。

○波多野鼎君　この改正案の提案者にちよつとお願いしたいのですが、この会員以外の貸付、員外貸付の範囲を、範圍というのか、やり方を相当自由にしてお行こうというのが改正案の趣旨だと思ふのですが、今員外貸付については五十三條の第二号ですか、預金又は定期積金を担保とする場合に限つておるのに、そうでなく今度はそういう制限を抜いて貸付をするというように改正をしようというのでありますが、こういう改正をしなければならん積極的な理由はどんなところにあるのですか。

○衆議院議員(佐久間徹君)　いつも質問の側に立つております私が、質問を受ける側に立つたわけでございまして、誠に不馴れで、果してお答えうまうできるかどうか、自分ながら多少危惧の念があるわけでございまして、この点は一つ御了承頂きまして、何分の御同情を頂きたいと思ひます。

只今の御質問に對しましてお答え申上げるわけでございますが、信用金庫といたしましては、庶民金融を主眼として立つておるわけでございます。御承知の通り只今のような金融が逼迫しておる際におきまして一番困るのは庶民の金融のことについてであらうと存ずるのであります。それに応えて信用金庫を拡充強化いたしまして、これらの零細な資金需要者に対して何らかの便宜を與えて行こうと、こういうわけでございます。もと／＼組合を中心としてきておるわけでございまして、おの／＼が集まりました金をお互に簡便にこれを使つて行こうと、こういう趣旨でございます。員外貸出につき

まして、もとより組合員を中心としてのごことでございまして、これには厳格な規定もございまして、大蔵大臣の認可を要するという事になつておるわけでございまして。この点はこの規則に従ひましてやつて行くつもりでございまして。かようお答え申上げる次第でございまして。

○波多野鼎君　どうも少し答弁が食い違つておるようでありますが、と申しますのは員外貸出を今度非常に拡大して行くというのが改正法律案の眼目なんで、拡大することがいいか悪いかというとこれは別として、拡大するというやうないう改正案を出しにならないければならない理由はどこにあるかということなんです。私がお聞きしたいのは……何か非常に都合が悪いことがあつたものだからこういう措置がなされたのだからということなんです。

○衆議院議員(佐久間徹君)　信用金庫の数は相当数に上つております。現在市町村等の金庫事務を取扱つておるわけでございまして。これを取扱う金庫は今後更に増加して参ろうと、こう思うのでございまして。金庫事務の取扱ひには市町村当局への貸出を行う場合が予想されることは当然であらうと存ずるのであります。この途を法的に開いて行こうと、こういうわけでございまして。又信用金庫の資金が非常に増大しているものでありまして、これに伴ひましては支払準備に資金が多額に上ることと相成ります。その効率的の運営を図り、経営の改善に資するためにコール・ローン等に出資する必要があるものであります。これらの理由に基きまして、組合員以外の者に対する貸出の途を開

こうと、こういう次第でございます。

○波多野黒君 市町村の金庫事務、出納事務を扱う場合があるからその市町村への貸出をやる必要がある。これがまあ一つの理由だと承わりましたが、こういう場合に普通の銀行を除けて市町村が信用金庫に出納事務を委託するという例が全国にどれくらいあるのですか。これは事務当局にお伺いしたいのですが……。

○説明員 青山保光君）お答え申し上げます。現在全国の市町村に三百七十七ございますが、そのうち出納事務を取扱っております金庫はその一割弱の三十三見当になっております。

○波多野黒君 そうしますと割合少ないのですね。この市町村の出納事務を取扱っている金庫というものは……。そういう少いもののためにこういう新しい途を開くということもどうかという気がするが、これは意見の問題になりますから次の問題に移りますが、もう一つの理由は、信用金庫に資金がだぶついているということなんです。資金がだぶついているからこれをコール・ローンといったような短期の融資をしたい。そうして信用金庫の経営の基礎を確立したいという御趣旨のようでありますが、一方かと言うと庶民の金融が非常に逼迫しているということも言われているし、提案者のほうもそれは認めておられるようであります。が、そういたしますとこの信用金庫に入っている人というのは相当裕福な人たちだけであつて、この金庫の組合員にならない人はもうこういうところに近付けない非常に零細な人であるというふうに見てよろしいのでございます。

○説明員(青山保光君) 只今の信用金

庫の資金が非常にだぶついているとい
うお話であります。計数的に申しま
すと、大体現在全国の信用金庫の預
金は七百億円見当に相成つておりま
す。これに對しまして貸出が五百億円
見当であつて、結局その差額が余剰
金、支払準備、或いは出資金というこ
とになつております。これは金庫につ
きましては貸付の基礎といたしまして
大蔵省が指導をしておりますので、
いわゆる銀行のようなオーバー・ロー
ンの現象が見られないということは、
端的にこの数字に現われております
が、例えば中小企業者は往々にして信
用を失うということがございます。の
で、貸付を慎重にするということから
いたしまして、このような預金の七割
見当が貸出されておるのでございま
して、決して信用金庫の会員が裕福であ
るということにはならないと思ひます。

○波多野君 そうですね。この信用

金庫の員外貸付、特にコール・ロー
ンに放出しようというところは非常に
かしいことになる。非常に窮乏してい
る、資金に困つてゐる人たちが集つて
作つて預けた金、それをその人たちに
貸さないで、コール・ローンに放出す
るといつたようなことは、金庫本来の
目的から外れてしまふのじやないで
すか。これはそういうことにならないで
すか。

○政府委員(河野通一君) どうも私の

ほうから御提案申上げておりませんの
で、お答え申上げるのは甚だあれで
ございまして、金庫が預金を受入れて
これを貸付に充てるという場合にお
きまして、やはりおのずから支払準備
といふものはどうしても特になけれ
ばならぬ。支払準備を持ちます場合

に、それは有価証券の形になるものも
ございましょう。又金融機関、銀行に
對する預け金という形で支払準備が持
たれる場合もある。又、支払準備と共
に一種の繰入金といふものも持つてな
ければならぬ。そういうものをでき
るだけ有利に而も確実に運用するとい
うことは必要だと思ひます。金融機関
に對する預金の用途は考へてございま
す。事實上預金と大した差違のないも
のであつて、且つ割合有利に廻るとい
ういわゆるコール・ローン等につい
て、これをできるような用途を開くこと
は、信用金庫自体が支払準備を有利、
確実に運用するといふ点で、私は適當
にやれることと考へております。た
だ、今お話のように、必ずしも信用金
庫が貸出しを抑えておつて、預金ば
かり取つて貸出しを抑えておる、必要
なほうに貸出しを出さないようにしてお
るという意味ではないのでありまし
て、金庫全体として、やはり預金を受
入れて、その支払準備を持たなければ
ならない。又或る程度日常の繰入金と
いふものはどうしても現金、或いは現
金に近いものを持つておらなければな
りません。そういう意味合いにおき
まして、その現金的なものをできるだ
け有利に活用するといふ意味におきま
して、コール・ローンの制度を置いて
置くといふことは、誠に時宜に當つて
おるであらうといふふうに私も考
へております。

○波多野君 そうすると先ほど提案

者の言つたのは少し違ふので、資金が
たぶつておるといふ理由だつたから
僕は聞ておるわけですが、そうでなく
て、支払準備の持ち方、その内容を交

えて行かなければならぬということ
あれば又話は別だと思ひます。支払準備
は大体大蔵省のほうでどんなふう
に指導してゐるのですか。信用金庫の
何%くらい持てといふふうな指導する
のですか。

○説明員(青山保光君) 信用金庫の支

払準備につきましては大体次のような
ことになつております。即ち信用金庫
の預金には、定期預金と要求払の預
金との差はございまして、定期預金
につきましてはその一〇%以上、要求
払預金につきましては二〇%以上を支
払準備の形で持つといふことになつて
おります。支払準備の中には現金、預
け金、それから有価証券、金銭信託と
いふようなものが入つております。

○波多野君 大体どんなふうです

か。先ほどあなたの言われた七百億の
預金があつて、貸出しが五百億、二百
億くらいは支払準備といふか、手持現
金といふのか、二百億は手持現金とし
て多いですか少いですか、今の支払準備
は、定期預金、要求払預金、それ
ぞれ率は違ふようですけれども、これ
は全体として眺めて二百億という手持
現金といふのは余つておるのか、その
要求の程度のものであるか、要求とい
うのは大蔵省の指導して行こうとい
うその程度のものであるのか、それ以上
だぶつておるものなのか。

○説明員(青山保光君) 大体大蔵省の

指示に當つた程度のものになつており
ます。
○波多野君 もう一つお伺ひして置
きたいのが、それだから二百億の支払
準備として留保されておるものの運用
のし方について一つ新しい途を開く

う、こういうのが改正の趣旨だと見て
いいと思ふ。その中に市町村に對する
貸出といふのは、これは具體的な問題
になつておるようですが、これもやは
り支払準備として見ていいものなん
ですか。

○政府委員(河野通一君) この法律が

通りました場合にいろいろ、そういう点
は考へて参りたいと思ひますが、私
どもは地方公共団体に對する貸出は、そ
の実績から割合短期のものでないもの
がある。そういったしますとこの支払準備
の性質上、やはりこれは市場性金融通
性のあるものでなければいけませんの
で、ただ確実といふことだけでなく、
短期にこれが廻るものでなければいけ
ませんので、市町村に對する貸出は恐
らく支払準備としては適當ではないで
はないかといふように考へておりま
す。今後の運用によりまして、この法
律が通過いたしました後において十分
に考へて参りたいと思ひますが、只今
のところではそういうふうな考へてお
ります。

○波多野君 そういたしますと、今

現状から見れば二百億の手持現金とい
うものが大体支払準備として必要な額
である。これを運用して行きたいとい
う場合には、コール・ローンのものに
しか運用できないはずで、市町村その
他公共団体への貸付という方面に運用
するわけには行かない。若し市町村或
いは地方公共団体への貸付という方面
に運用したいと思へば、もう少し一般
の組合員に對する貸出のほうを減らさ
なければならぬといふようなことにな
ると思ふが、銀行局長どうですか。

○政府委員(河野通一君) 恐らく提案

されておるかたの御趣旨を推測いたし
ますと、地方公共団体はこの金融機
関に對するコール・ローンとは、少し立
案の趣旨が違ふのじやないかと考へて
おります。これはやはり金庫事務を取
扱ふようなことになりまして、やはり
そのとき、貸出といふものがどう
しても取引上起つて来る。そういうた
途を開いておくことがやはり市町村そ
の他の地方公共団体の預金を受入れる
途をつけて行くためにも、どうしても
或る程度こういった貸出の途を開いて
おくことが必要であらうといふよう
な点から出ておるのであらうと思ひま
す。従ひまして私どもはこの制度がで
きたといつたとしても、その多額な
ものが地方公共団体に貸付けられるとい
うことは恐らく私にはないと思ひます。
極く例外的なケースであらうというよ
うに思ひます。ただ金銀の都合で一
時どうしても地方公共団体に金を貸さ
なければならぬという場合が起つて来
る。金庫をやつておる以上はそういう
途も開いて置くことが、金庫事務の取
扱ひを円滑にして行くためにどうして
も必要であらうといふふうな観点から
この法案が提出されておるものと私は
想像いたします。それ以上のこととは
ちよつと私から申上げかねると思ひま
す。

貸付のほうで多少の制限を加えなければならぬ、手心が変つて来るというところは当然予想されることではないかと思ふので、そうなりますと信用金庫の経営をよくするために、組合員に対する便宜のほうを多少犠牲にするといふたような懸念がどうしても出て来ると思ひます。そういう点は提案者のほうはどうお考えになつておりますか。

○衆議院議員(佐久間徹君) 提案者といふことは、組合員が借りるということばかりを考えておるわけではないのでございまして、或いは日掛貯金、月掛貯金とか、相当貯金に多く吸収するように組合としても努めておるわけございまして、その面から見ますといふと、貸出も相当要求されますけれども、貯金に主力を注いでおる場合も相当ございまして、さういふには我々は考えていないのでございまして、両方をうまく接配して参りたい。こういう工合に思つておる次第でござい

○波多野鼎君 貸出のほうばかりではないのはわかつておりますが、組合の組織としては、又金庫の建前から、本来の趣旨から言つて、やはり組合員に必要な場合にはいつでも貸してやるということができなくちゃならぬ。そうでなかつたら本場の銀行と同じことの営利機関になつてしまふ。組合的な金融機関であるという性格がなくなつてしまふ。而も預金の日掛、月掛というやうな恰好で、預金を吸収するのに一生懸命になつておる。そちらのほうに重点があるんだと言われますが、そういうことをやつておつて、さうして市町村のほうに持つて行くとか、或いは

ほかの銀行に預けてしまふとかいふやうな途が開かれて来ると、まず／＼これは預金を吸収する一つの機関になつてしまふ。本来の趣旨から非常に外れて行くといふやうな私は気がしますね。まあ提案者は経営者じゃないかも知れませんが、提案される場合にさういふ点はどういふふうにお考えになつて提案されたのか、どうも少し私には納得できない点があるんですがね。

○衆議院議員(佐久間徹君) 貸出につきましては、會員に支障のない範囲内においてやるべきでありまして、會員を犠牲にしてまで他にやるということはお考えないのでございまして。又員外に對しましては大蔵省の嚴重な監督の下にやるわけございまして、これはまあ大蔵大臣の認可を要することになつておる次第でございまして、その間には別に大した支障はないものと考えて提案をいたしておる次第でござい

○波多野鼎君 會員に支障のないやうにするといふことは、これは第二号ですか、書いてありますが、これはわかちます。併しこれは先ほどの文句じやないけれども、室くじの場合と同じことなんで、例えば信用状態を調査する場合に、お前のところはとも貸すだけの信用状態でないと言つてしまえばそれで済みますんでね。その辺の苦心の加え方で非常に影響が来るというところで、會員のほうに犠牲を負うといふことになるですよ、これは。これは文句はどうでもいいとしまして、もう一つ大蔵大臣の認可というのはいふやうな事業を営むことだけの認可でしようか、一々の認可でないでしよう、事

業を営むことについての何か認可がありますか、大蔵大臣の。これはないでしよう、為替取引だけでしよう。つまり員外貸付をやる場合に大蔵大臣の認可を必要とするのですか。そんな規定はどこにあるのですか。

○衆議院議員(佐久間徹君) 第五十三條五項であります。「同條第二項中「前項第四号」を「第一項第四号及び前項」に改め、これに認可事項が含まれておるわけでございます。

○波多野鼎君 そうすると内閣為替取引の業務をする場合と、員外貸付をする場合に、さういふ業務については大蔵大臣の認可を必要とする、こういうことになるわけでございますね。

○衆議院議員(佐久間徹君) さうでございまして。

○波多野鼎君 併し業務を営むものについては認可だけですね、一々の貸出は文句を言うわけじやないのですね。それはやつぱり経営者側の責任において、理事者側の責任においてそれをするわけですね。或いは又さういふこともあるかも知れない、貸出の総額のうち何多くらいいしか員外貸出をできないといふやうなことも考えておられるかも知れないけれども、さういふ点についても法文ではわからないことですね、全然。さういふ点の用意がなければ、非常に私は金庫というものが普通銀行に転化してしまふと思ふのですね。

○説明員(青山保光君) 只今お尋ねの点は、法律が通りました後においての行政指導の問題といたしましては、員外貸付等につきまして認可をいたしましたに當りましては、例えば最高限度、今お話のように貸付総額に対する

最高何割という制限でもよろしいし、又絶対額で大体どの程度のもを最高にして押えるといふやうなことは指導上やりたい、かように考えております。

○衆議院議員(佐久間徹君) まあ提案者といひましては、勿論運営の面からいたしましてはできるだけ、まあ何と申しますか、寛大な規定、認可條項でやつて頂きたいと思ふんですが、当局者としてはなかなかさうでないやうに聞いておられて、貸出しの二割くらいを押えているのじやないか、こゝろ思つてゐるのでございまして。或いは又それ以上の冷厳な規定を設けるかも知れません。その点は今のところまだはつきりいたしておりません。

○油井賢太郎君 提案者にお伺ひしたいのですが、今度の法案で、今まで従業員百人以上のものを三百人以上に引上げた点が違ふんですね。殊に信用金庫というのは大体が庶民金融機関であつて、まあやはり中小企業以下の人を對象とするのが多いんですが、而もそれは地方的に相当広く分布されてゐるんです。さうなつた關係上からいふと、三百人といふふうになると、相当まあ規模としては大きな事業団体も、事業者も會員になることができるということになりまして、その場合に信用金庫としては、営業上どうしてもやはり一般金融機関が大事業或いは大企業者に金融のウェイトを成るべく重く置くといふやうな傾向と同様のことが起きやしないかと心配するんです。そのため、例えば相當の事業者が倒れたやうな場合には、一般會員に及ぼす影響といふものは非常にこれはもう

我々想像できないほどの大きな影響を來すのじやないか、そんな工合に考えられるんですが、その点は提案者としてどういふふうにお考えになつておられるんですか。

○衆議院議員(佐久間徹君) まあ最近の事情によりまして、資金難を訴えます中小企業者は、おおむね従業員が三百名以下のもののでございまして。又見返資金の中小企業の貸付がやはり従業員三百人の中小企業に出しますといふことにきまつてゐるわけでございます。従ひましてこの改正案におきましては事業者たる會員の資格を三百人に拡大する、さういふ工合に考えたのであります。信用金庫におきましてもこの會員となり得る事業者の範囲を拡大いたしましたので、資金難解決の助けにならしためて、さういふやうな念願から拡張する、提案者といひましてはさういふ考えによるものでござい

○油井賢太郎君 これは銀行局長にも御意見を伺つておきたいのですが、まあ三百人以下なら中小企業者であるといふやうな觀念は、成るほど都会地ではさういふことも言えると思ふのですが、銀行あたりがいわゆる金融機関としての對象である事業とすればさういふことは言えるでありまして、信用金庫といふのは、何も全国的に支店を有してゐるやうな大きな規模を持つてゐるものではない、大体が局地的な極めて小さな規模なんです。さういふところにおいてはさういふから三百人の従業員を有しておるということになると、地方的の相當大きな事業者と見られて

いるわけですね、そういうところへ今度信用金庫あたりが金融のウエイトを持つて行くことになるれば、一般の会員に対するところの貸出とか金融の操作というものはないがしろにされる、そういう懸念が私は起きると思うのです。銀行局長あたりのお考えとしてはどうですか、一般並みに中小企業者というふうな片付けるべき問題ではないのじやないか。

○政府委員(河野通一君) 恐らく提案者の御趣旨は、今御説明もあつたのでありますが、別途中小企業等協同組合法の改正案がこの国会に提出されておるわけでありまして、この中小企業等協同組合法における組合員の資格につきましても、やはり現行百人となつておりますのを三百人に引上げたという案のように私は考えるのであります。これらの点と脱み合せて、先ほど佐久間君からもお話がございましたが、見返資金における取扱ひ等も参酌しながら、百人を三百人程度に上げることには私は差支えない。ただ問題は今油井さん御指摘のように、東京とか大阪等においては、三百人程度のものは勿論中小企業と言へるけれども、田舎におきまして三百人と言へば、これはむしろ大のほうであるという話は、お話を通らしたと思ひます。従ひましてこの法案が若し通過いたしましたら、三百人というものはその地方々々の経済の事情に応じて、やはり中小金融機関としての性格というものが、おのずから大都会と小都市においては運用上変わつて来る。然らば資本金等について規定がありますと同じように、大都市につきましては三百人、或いは小都市に

おいては二百人とか百人といったような區別を法律にしたらどうかという御意見も出て参るかと思ひますけれども、恐らく提案者としての御趣旨は、そこまで綿密に書いた資格の限度を地域によつて區別する必要はない、個々の運用によつてその地域々々における中小企業というものの觀念がおのずからできて参ると思うのです。それによつて運用されることが望ましいというふうな提案者としてはお考えになつて御提案になつておるものと想像されます。私もその点はそれで結構なのじやないかというふうな考へております。○衆議院議員(佐久間徹君) 只今の御懸念にお答え申上げたものと存じます。信用金庫は会員により自主的に且つ民業務の運営におきましても總會の意志を反映することは当然でございます。又資金の貸出につきましても、最高限度については規定はあるのでございまして、御指摘のような懸念はないと存ずるのでございます。又中小企業者を傘下に入れますことによりまして、むしろこちらの組合員が融資を受ける資金を得る場合も相当考えられると思うのでございます。

○油井賢太郎君 今の提案者の御説明は、さつきの三百人以下の範囲のところは一番金詰りなんだというのと、今度はそういうところが入れれば融資的にも便宜が得られるのじやないか、ちよつとそこに矛盾があるのですね。そういったような点我々のほうも一応検討することにして、この問題の質問は一応保留します。

○大矢半次郎君 今提案者のほうから

一人に対する貸出の限度の規定があるというお話でありましたが、これはこの前の信用金庫法の審議の際に、私は特に普通協同組合などにおいてはこの点に關して定款その他において縛つておる。それから相互銀行法においては、明らかに法律の上でそれを規定しておるが、その信用金庫についても法律の規定を必要とするのじやないかというのを質問した場合に、それは大蔵省においては実際の指導においてやつて行きたい、こういうふうなお話でございまして、今のその規定があるというのはどういう意味でありますか。又大蔵省はどういう方針で指導しておられますか、お伺ひしたい。

○政府委員(河野通一君) 説明員から御説明いたします。

○説明員(青山保光君) 信用金庫の一人に対する貸出の制限であります。その規定と申しますのは、信用金庫についてはすべて事業報告書というのがございまして、これは預金貸付の業務につきましまして、その種類とか方法を細かく規定したものでございまして、その中で一会員に対する貸付の制限は自己資本の百分の二十ということになつております。それで事業報告書におきましては、これは大蔵大臣が認可することになつておりますので、そういう意味合いにおきまして規定があるということになつておるものと思ひます。

○大矢半次郎君 今度はその従業員の数に拡張する場合に、先ほど油井委員からの御質問で懸念せられた点は、現在の事業報告書の制限で十分その目的を達成し得られるお見込みでありますか。

○政府委員(河野通一君) この点は法律が施行されました後において十分検討して参りたいと思ひますが、只今のところでは最高限度について特に変えなければならぬということはないかと思ひます。もう少し実情を調べた上でやりたいと思ひます。殊に出資金その他のいわゆる自己資本というものの相当充実に参つておりますので、特に割合を変えなければならぬという必要もないのじやないかと今のところは考へております。

○小林政夫君 本法案とは直接關係がないのですが、最近政府資金を信用金庫へ預託した五十億の中で、一億幾らになつたのか、百五十億出して、百億は金融債の紐付でおく、あとの五十億の中で信用金庫方面では幾らか、而もそれは信用金庫の中で個々の信用金庫に対する預託の金額はどういう基準によつてやつたのかということについて政府委員に伺ひたい。

○政府委員(河野通一君) この問題は実は先般油井委員から御質問がございましてお答え申上げたのでございまして、今日は実は資料を持つて参つておりませんが、私今記憶にございましては、信用金庫に対して五十億のうち十二億を出してあります。それから相互銀行に二十七億でしたか、ちよつとはつき今記憶いたしておりませんが、出しました金庫数は百五十一くらいではなかつたかと考へております。

○小林政夫君 それではその数字は速記録で見ますから、割当の方針を一つ……。

○政府委員(河野通一君) 方針は大体

資金量等を基準にいたしまして、それに一定の段階を三つか四つ設けたかと思ひます。資金量の多いものにはAの金額、それから資金量の若干低いものについては、それよりも低い預託というふうなことでやりました。これは今年度が初めてではないのであります。去年の八月に中小企業關係の措置をいたしましたときと大体同じ方針で配分いたしましたつもりであります。なおこの点につきましては先般の油井さんからの御質問の際にもございまして、そういう配分の仕方についてももう少し範圍を広くするとか、或いは金額を殖やすとか、いろ／＼考へられたいものかという御質問がございまして、これについても十分御満足の行く御答弁にはならなかつたかと思ひますが、一応詳細に御説明申上げておきます。只今のところはあれこれ考へまして、昨年の八月にやりましたと同じ方針でやつて行くのが適當であるというふうな結論になりました。八月と同じ方針で配分をいたしましたわけでありまして。

○委員長(平沼彌太郎君) 本日の委員会はこの程度で散会いたします。

午後零時五十二分散会

昭和二十七年四月二十八日印刷

昭和二十七年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁